

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月22日
【届出者の氏名又は名称】	キヤノンマーケティングジャパン株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区港南2丁目16番6号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 6719 - 9111
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経理本部長 柴崎 洋
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	キヤノンマーケティングジャパン株式会社 (東京都港区港南2丁目16番6号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、キヤノンマーケティングジャパン株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社エルクコーポレーションをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社エルクコーポレーション

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成23年4月21日開催の当社取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりません。一方、応募株券等の数の合計が3,778,900株（対象者の自己株券買付状況報告書（平成23年4月1日提出）に記載された平成23年3月31日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数（6,453,689株）から、同報告書に記載された平成23年3月31日現在対象者が所有する自己株式数（788,317株）を控除した株式数（5,665,372株）の66.7%に相当する株式数（3,778,804株（小数点以下切り上げ。））から単元未満に係る数を切り上げた株式数）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。従って、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。

また、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、対象者に対し、本公開買付け終了後に、当社が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）の実施を要請し、対象者を当社の完全子会社とする予定です。

当社は本公開買付けにあたり、対象者の取締役会長である西本晴男氏が代表取締役を務める西本不動産株式会社（所有株式数：1,342,600株、対象者の自己株券買付状況報告書（平成23年4月1日提出）に記載された平成23年3月31日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数（6,453,689株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：20.80%（小数点以下第三位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じです。）、西本晴男氏（所有株式数：687,900株、所有割合：10.66%）、西本保夫氏（所有株式数：152,500株、所有割合：2.36%）、西本愛子氏（所有株式数：150,600株、所有割合：2.33%）、西本延子氏（所有株式数：113,500株、所有割合：1.76%）、及び西本憲弘氏（所有株式数：20,100株、所有割合：0.31%）（以下、西本不動産株式会社、西本晴男氏、西本保夫氏、西本愛子氏、西本延子氏及び西本憲弘氏を総称して「創業家株主」といいます。）との間で、平成23年4月21日付で公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結しています。創業家株主は、本公開買付応募契約に基づき、それぞれが所有する対象者の普通株式の全部（合計2,467,200株、所有割合：38.23%）について本公開買付けに応募する旨を合意しています（本公開買付応募契約の概要については、下記「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。

なお、対象者の平成23年4月21日付「キヤノンマーケティングジャパン株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本完全子会社化手続を含めた一連の手続及び本公開買付価格（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義されます。）その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議は、平成23年4月21日開催の対象者の取締役会において、決議に参加した取締役（創業家株主として当社との間で本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結している西本晴男氏は、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議につき特別利害関係を有する取締役（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）第369条第2項）に該当する可能性があるため、上記決議に係る審議及び決議には参加しておりませんが、西本晴男氏を除く対象者の全ての取締役が決議に参加したとのことです。）の全員一致により行われたとのことです。また、上記の取締役会には、対象者の全ての監査役が審議に参加し、いずれも、対象者の取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べ

たとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程

当社が本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記述中の対象者に関する記述は、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社は、昭和43年の設立以来、世界180カ国以上で幅広い事業を展開するグローバルキヤノングループの一員であり、日本国内市場におけるマーケティング統括会社として、キヤノン株式会社（以下「キヤノン」といいます。）製品の販売、サービス及びマーケティングを統括し、付加価値の高いソリューションを顧客に提供してまいりました。近年においては、卸売業中心の事業展開から情報サービス業への業態変革を志向し経営体質強化を進めております。また、平成15年以降は、ITソリューションビジネス体制構築を段階的に実施し、競争力の強化及びサービスの質的向上に向けた取組みを行っております。

また、当社は現在、「長期経営構想フェーズII（2011年～2015年）」（以下「長期経営構想」といいます。）を掲げ、また、この実行計画として、3カ年の「中期経営計画（2011年～2013年）」を策定し、平成23年1月よりその実現に努めております。長期経営構想では、「事業創造で新しい成長の道へ」を経営テーマとしており、そのために、事業の多角化及びグローバルに展開するサービス事業会社化を重点戦略としております。そして、平成27年には、当社及び当社の子会社・関連会社（以下「当社グループ」といいます。）として、連結売上高8,500億円以上を達成するべく挑戦しております。

以上のような経営戦略のもと、当社は、医療ビジネスの拡大を最重点テーマの一つとして挙げ、これを最も注力すべき事業領域の一つと考えております。これまでの当社の医療事業は、デジタルX線機器や眼科機器等のキヤノン製品に加え輸入商品を含めた医療用検査機器の卸売業に加え、電子カルテ、レセプトコンピュータ、各種医療関連ソフトの開発、販売等を行う医療ソリューション事業（当社グループ会社であるキヤノンITSメディカル株式会社にて展開）を加えた「医療関連事業」を展開してまいりました。

当社は、今後は、当該「医療関連事業」の拡大及び強化を最重要課題として捉えております。さらに、その他のヘルスケア関連ソリューションについても新規事業領域として早期に確立させ、医療事業の拡大に向けた取組みを強化してまいります。

なお、当社の親会社であるキヤノンにおいても同様に医療事業を成長の柱の一つとして位置付けており、デジタルX線機器、眼科機器等の医療用検査機器ラインナップの強化や、京都大学との産学連携等によるマンモグラフィ等の次世代製品の開発強化を行っております。将来的には、キヤノングループとして医療産業における幅広い分野に貢献できることを目指す考えです。

一方、対象者は、昭和31年の設立以来、医療関連用品及び医療機器の販売・製造を主とする事業を行っており、高品質な医療機器、健康管理機器及びサービスをタイムリーに国内外の顧客に届けることを使命とし、メーカー機能と商社機能を併せ持つ強みを活かして、顧客のニーズに適合した商品・サービスの開発や提案等を迅速かつ柔軟に行ってまいりました。長年の取引を通じ、全国の国公立病院、大学付属病院、民間病院、療養所、医院、保健所等の医療施設及び医療機器販売会社等に強い営業基盤・チャンネルを構築しております。

また、対象者は、「健康文化創造企業」という経営理念のもと、医療機器の取扱いを行うのみならず、高齢化社会において健康寿命の延伸を実現できるような予防医療の実践にも取り組んでおり、従来の医療分野に囚われず、広い意味での医療及び健康産業振興の一翼を担うことを目指しております。

近年の医療業界は、医療制度改革や外部環境の変化等により、事業機会の消失や競争激化が生じる可能性があり、当社は、医療事業の経営は、不透明な環境下にあると考えております。

このような状況において、当社及び対象者は、平成22年9月頃より、両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社及び対象者は、現在の厳しい業界環境下において、両社の事業のさらなる成長を実現するためには、当社が対象者を完全子会社化し、資本関係を強化するとともに、相互の経営リソースを活用した強固な協業体制を早期に構築することが、両社の企業価値向上にとって有益であると判断するに至りました。

現在、当社グループの医療事業は特定製品の卸売業と小病院・クリニック向けのソリューション販売に特化しており、大・中病院施設との関係構築及びユーザー志向のソリューション提案力の向上が今後の課題となっておりますが、両社の資本提携を契機とし、対象者がこれまで培ってきた医療事業のノウハウ及び販売チャンネルを活かした現場や顧客のニーズに即した形で自社あるいは外部の工場の協力を得ながら製品開発及び製品導入を行うというマーケットインの発想に基づく販売方法（「創る商社」）の強みと当社グループの経営資源を有機的に融合させることにより、両社の発展・成長を目指します。具体的には、以下のような分野におけるシナジーの発現を想定しております。

まず、医療イメージング事業については、「トータルプロバイダー」としての地位を確立することを戦略の骨子と考えており、医療用検査機器の拡充、医療用画像管理システムを中心とした画像診断系ソリューションの提供と、それらに関連する業務系ソリューションの提供、メディカルデータセンターによる情報管理サービスの提供等を基軸に、対象者の強靱な販売チャネルをベースにしたビジネス展開を考えております。

調剤事業については、対象者の既存ビジネスに加え、当社のITソリューション及びドキュメントソリューションの融合によるビジネス展開の構築を目指します。具体的には、病院内や調剤専門薬局向けに、対象者が強みを有する自動分包機を核とした調剤用機器の提供と、電子カルテ等を含めたソリューション提案を行ってまいります。また、「かかりつけ薬局」を目指す地域薬局やドラッグストア向けに、調剤システムとヘルスプロモーションを融合させた新しい薬局運営の総合的提案という対象者の戦略を継承し、調剤分野におけるトータルソリューションプロバイダーを目指します。

ヘルスケア事業については、全国に拠点を有する当社グループの体制を強みとした、対象者の各種製品の販売、IT連携によるソリューション提案等の実施によるビジネスの拡大を目指します。

感染管理事業については、当社は、同事業を医療事業拡大における重要な新規事業領域と認識し、対象者事業のさらなる発展に鋭意努めてまいります。具体的なシナジーとしては、キヤノングループのグローバルネットワークを活かしての世界市場への製品展開を考えております。

海外事業については、対象者グループ製品及び優れたその他の日本製品の輸出や特長ある海外製品の輸入を行う対象者の海外事業戦略は、新興国を中心にグローバルに展開するキヤノングループ各社と連携することで、積極的な事業展開・拡大を狙えるものと考えており、当社の今後の海外展開（輸入及び輸出ビジネス）と整合するものであると認識しております。

さらに、対象者グループの有する製品開発・生産・製造に関する機能・ノウハウの活用及び当社グループとの連携による新製品の開発・生産の実施、並びに、サポート拠点の増加に伴う顧客サポートの充実やITソリューションを中心としたカスタマーサポート事業の機能強化などによるシナジー効果の発揮を想定しております。

以上のように、当社は、当社及び対象者の資本提携による関係強化、事業の一体運営による各事業領域におけるシナジーの実現が、両社の企業価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けの実施を決定いたしました。

(3) 本公開買付け後の経営方針

当社は、現時点において、本公開買付け成立後における対象者の経営方針として、対象者を医療ビジネスの中核企業として更なる事業拡大を目指す方針であること、対象者の従業員の雇用及び現経営体制を原則として継続する方針であること、対象者のブランドについて原則として当面の間維持する方針であること、当社と対象者との間の出向その他の人材交流について検討すること、についての意向を有しています。当社は、本公開買付けが成立した場合、上記の経営方針のもと、当社と対象者の関係強化、事業の一体運営による各事業領域におけるシナジーの実現を加速してまいります。なお、当社は、対象者との間で、平成23年6月22日開催予定の対象者の第55回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、対象者が当社の指定する取締役候補者及び監査役候補者を対象者の取締役及び監査役に選任する旨の役員選任議案を上程することを合意しています。創業家株主は、かかる役員選任議案が本定時株主総会に上程されたときには、当該議案に対して賛成の議決権を行使すること、その他本定時株主総会における全ての議決権を当社の指示に従い行使することを、本公開買付応募契約において合意しています。さらに、本公開買付応募契約において、対象者の取締役会長である西本晴男氏は、本公開買付けが成立した場合、速やかに対象者の取締役を辞任する旨を合意しています。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成23年4月21日開催の取締役会において、平成23年3月期の配当予想を1株当たり10円のまま維持すること及び同年9月期の中間配当については、実施しないことを決議したとのことです。なお、対象者は従前より、年1回配当を配当回数に関する基本方針としているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目指した本公開買付けを実施します。本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に、以下の方法により、当社を除く対象者の株主に対して対象者の株式の売却機会を提供しつつ、当社が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための本完全子会社化手続を実施することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び対象者の当該普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類株式の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を、平成23年8月を目途として開催す

ることを、対象者に対して要請する予定です。

また、本臨時株主総会にて上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となること、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は、対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

当社は、本公開買付けが成立した場合には、対象者の普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の66.7%以上を所有することとなる予定であり、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の普通株式は全て全部取得条項が付されたうえで、その全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該普通株式の取得の対価として対象者の別個の種類の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の別個の種類の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の別個の種類の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当社は、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別個の種類の株式の売却の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付けにおける対象者の普通株式の1株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう、対象者に対して要請する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者の別個の種類の株式の内容及び数は本書提出日現在未定ですが、かかる株式の数については、当社が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、当社以外を対象者の株主で本公開買付けに応募しなかった株主に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定することを対象者に対して要請する予定です。

なお、当社は、原則として平成23年11月中を目途に、本完全子会社化手続を完了させることを予定しております。

本完全子会社化手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、普通株主がその有する普通株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、()上記の全部取得条項が付された対象者の普通株式全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得が対象者の本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

なお、当社は、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、及び当社以外を対象者の株主による対象者の普通株式の所有状況等によっては、本完全子会社化手続に代えてそれと概ね同等の効果を有する他の方法により対象者の完全子会社化を実施する可能性があり、また、実施時期に変更が生じる可能性もあります。但し、その場合であっても、当社以外を対象者の株主が受け取ることになる対価の額については、本公開買付価格を基準として算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は、本書提出日現在、大阪証券取引所市場第二部に上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、本完全子会社化手続により対象者を完全子会社化することを企図しておりますので、その場合には大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者の普通株式の上場廃止後は、対象者の普通株式を大阪証券取引所において取引することはできなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は創業家株主との間で、平成23年4月21日付で、それぞれが所有する対象者の普通株式の全部（合計2,467,200株、所有割合：38.23%）について本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しております。本公開買付応募契約において、(i)創業家株主は、対象者の取締役会をして、本定時株主総会において、当社の指定する取締役候補者及び監査役候補者を対象者の取締役及び監査役に選任する旨の役員選任議案を上程させる旨、()創業家株主は、本公開買付けが成立し、当該議案が本定時株主総会上程されたときには、当該議案に対して賛成の議決権を行使すること、その他本定時株主総会における全ての議決権を当社の指示に従い行使する旨、並びに、()対象者の取締役会長である西本晴男氏は、本公開買付けが成立した場合、速やかに対象者の取締役を辞任する旨を合意しています。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】**(1) 【買付け等の期間】****【届出当初の期間】**

買付け等の期間	平成23年4月22日（金曜日）から平成23年6月8日（水曜日）まで（30営業日）
公告日	平成23年4月22日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき、金670円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるG C Aサヴィアン株式会社（以下「G C A」といいます。）に本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼しました。G C Aは、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）、市場株価法及び類似取引事例法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定（以下「本算定」といいます。）を行い、当社は平成23年4月20日にG C Aから「株式価値算定書」（以下「本算定書（G C A）」といいます。）の提出を受けております（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません）。上記各手法において算定された、対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p style="margin-left: 40px;">D C F法 611円～763円 市場株価法 388円～391円 類似取引事例法 648円～686円</p> <p>D C F法では、対象者から提供を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。</p> <p>市場株価法では、平成23年4月20日を基準日として、大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、388円、388円、391円、388円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。</p> <p>類似取引事例法では、過去1年間に実施された他社株公開買付けのうち、本公開買付けと類似性の高い事例について、買付価格と公開買付けの公表日の前営業日の株価（終値）、公表日の前営業日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値を比較し、その平均的なプレミアムにより、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。</p> <p>なお、G C Aは本算定において、平成23年4月21日付で対象者より公表された「業績予想の修正並びに平成23年3月期及び9月期配当に関するお知らせ」記載の平成23年3月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っています。</p> <p>当社は、本算定書（G C A）の内容を参考に、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者株式の市場株価の動向、及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、創業家株主及び対象者との協議・交渉を経て、本公開買付価格を1株当たり670円とすることを決定いたしました。</p> <p>本公開買付価格670円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成23年4月20日の大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値の388円に対して72.68%（小数点以下第三位を四捨五入。以下本項の%の数値において同じです。）、平成23年4月20日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値388円（小数点以下を四捨五入。以下本項の円の数値において同じです。）に対して72.68%、平成23年4月20日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値391円に対して71.36%、平成23年4月20日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値388円に対して72.68%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。</p>

	<p>また、本書提出日の前営業日である平成23年4月21日の大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値の390円に対しては71.79%のプレミアムを加えた価格となっております。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>近年の医療業界は、医療制度改革や外部環境の変化等により、事業機会の消失や競争激化が生じる可能性があり、当社は、医療事業の経営は、不透明な環境下にあると考えております。</p> <p>このような状況において、当社及び対象者は、平成22年9月頃より、両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社及び対象者は、現在の厳しい業界環境下において、両社の事業のさらなる成長を実現するためには、当社が対象者を完全子会社化し、資本関係を強化するとともに、相互の経営リソースを活用した強固な協業体制を早期に構築することが、両社の企業価値向上にとって有益であると判断するに至り、当社は、平成23年4月21日開催の当社取締役会において本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により、本公開買付価格を決定いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるG C Aに本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼し、G C Aより、本算定書(G C A)を平成23年4月20日に取得しております。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>G C Aは、D C F法、市場株価法及び類似取引事例法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っております。上記各手法において算定された、対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p style="margin-left: 40px;">D C F法 611円～763円 市場株価法 388円～391円 類似取引事例法 648円～686円</p> <p>当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、本算定書(G C A)の内容を参考に、当社において実施した買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、対象者株式の市場株価の動向、及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、創業家株主及び対象者との協議・交渉の結果を踏まえ、最終的に平成23年4月21日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり670円とすることを決定いたしました(なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません)。</p> <p>一方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けの妥当性を検討するにあたって、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるデロイト・トーマツF A S株式会社(以下「トーマツ」といいます。)を選任し、本公開買付価格の公正性・妥当性を判断するための基礎資料として、トーマツに対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成23年4月20日付でトーマツより株式価値算定書を取得したとのことです。また、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、弁護士法人北浜法律事務所から必要な法的助言を受けたとのことです。なお、対象者は、トーマツから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。トーマツによる対象者の株式価値の算定結果は以下とのことです。</p>

トーマツは、対象者の取締役会から事業の現状及び対象者作成の将来の事業計画（以下「対象者事業計画」といいます。）等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件のもとで対象者の株式価値を算定したとのことです。トーマツの株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提のもと、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法を用いて対象者の株式価値を算定したとのことです。

なお、トーマツは当該算定において、平成23年4月21日付で対象者より公表された「業績予想の修正並びに平成23年3月期及び9月期配当に関するお知らせ」記載の平成23年3月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っているとのことです。

市場株価法では、評価基準日を平成23年4月20日として、最近における株価及び取引量に鑑み、対象者普通株式の大阪証券取引所市場第二部における評価基準日までの1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月における株価の出来高加重平均株価（1ヶ月：406円、3ヶ月：397円、6ヶ月：391円）を分析したうえで、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を391円～406円と算定したとのことです。

類似会社比較法では、上場類似企業の各種比率を分析したうえで、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を361円～483円と算定したとのことです。

DCF法では、平成22年12月31日時点における対象者事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を594円～690円と算定したとのことです。

なお、トーマツは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

そして、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成23年4月21日付で、トーマツから取得した平成23年4月20日付の株式価値算定書の内容、弁護士法人北浜法律事務所の法的助言等に基づき、本完全子会社化手続を含めた一連の手続及び本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議は、平成23年4月21日開催の対象者の取締役会において、決議に参加した取締役（創業者株主として当社との間で本公開買付けに応募する旨の本公開買付け応募契約を締結している西本晴男氏は、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議につき特別利害関係を有する取締役（会社法第369条第2項）に該当する可能性があるため、上記決議に係る審議及び決議には参加しておりませんが、西本晴男氏を除く対象者の全ての取締役が決議に参加したとのことです。）の全員一致により行われたとのことです。また、上記の取締役会には、対象者の全ての監査役が審議に参加し、いずれも、対象者の取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,665,372 (株)	3,778,900 (株)	- (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,778,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,778,900株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である5,665,372株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の自己株券買付状況報告書(平成23年4月1日提出)に記載された平成23年3月31日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数(6,453,689株)から、同報告書に記載された平成23年3月31日現在対象者が所有する自己株式数(788,317株)を控除した株式数となります。

(注4) 買付予定数の下限は、対象者の自己株券買付状況報告書(平成23年4月1日提出)に記載された平成23年3月31日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数(6,453,689株)から、同報告書に記載された平成23年3月31日現在対象者が所有する自己株式数(788,317株)を控除した株式数(5,665,372株)の66.7%に相当する株式数(3,778,804株(小数点以下切り上げ。))から単元未満に係る数を切り上げた株式数である3,778,900株を記載しております。

(注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者の株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買い取ります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	56,653
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年4月22日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年4月22日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成22年12月31日現在)(個)(j)	56,649
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(5,665,372株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成22年12月31日現在)(個)(j)」は、対象者の第55期第3四半期報告書(平成23年2月14日提出)記載の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の発行している全ての株式(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の自己株券買付状況報告書(平成23年4月1日提出)に記載された平成23年3月31日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数(6,453,689株)から、同報告書に記載された対象者が同日現在所有する自己株式数(788,317株)を控除した株式数(5,665,372株)に係る議決権の数56,653個を分母として計算しております(なお、対象者の単元株式数は100株です。)

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、本公開買付けによる対象者の普通株式の取得につき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者の普通株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（以下「排除措置命令の事前通知」といいます。同法第49条第5項。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成23年3月18日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。従って、本件株式取得に関しては、平成23年4月17日の経過をもって、取得禁止期間は終了し、また、排除措置命令の事前通知を受け取ることなく措置期間は終了しております。なお、公開買付者は、公正取引委員会に対して本件株式取得に係る事前相談を行っておりません。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等をした機関の名称 公正取引委員会

許可等の日付 平成23年4月18日（措置期間の終了による）

許可等の番号 平成23年3月18日付公経株第221号（事前届出に係る受理番号を記載しております。）

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

応募に際して、応募株券等が公開買付代理人の応募株主口座に記録されていない場合は、公開買付代理人が、当該応募株券等につき、当該応募株主口座への振替手続が完了したことを確認してからの受付となります。

対象者の株主名簿管理人である住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等については、特別口座に記録されている状態では応募することができません。当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替えられた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード(氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの)、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本がコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面にご住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認書類(上記「個人」と同様)

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるもの)に限り、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(居住者である個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
(その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	3,795,799,240
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	20,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	3,818,799,240

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(5,665,372株)に、本公開買付価格(670円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用の見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
譲渡性預金	26,800,000
計(a)	26,800,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

26,800,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2)【決済の開始日】

平成23年6月15日(水曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買い付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,778,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,778,900株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号、第5号、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により対象者の重要な契約が終了した場合、及び対象者の重要な子会社に令第14条第1項第3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報又は買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け又は公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2)【経理の状況】

【連結貸借対照表】

【連結損益計算書】

【連結株主資本等変動計算書】

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第43期(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)平成23年3月29日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第44期第1四半期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日) 平成23年5月12日を目途に関東財務局長に提出予定

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引の有無及び内容

決算年月	平成20年12月期 (第41期)	平成21年12月期 (第42期)	平成22年12月期 (第43期)
対象者に対する製品取引等の販売実績(円)	459,739,469	480,714,265	509,529,270
対象者からの製品等の仕入れ実績(円)	8,898,698	15,371,046	9,339,991

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引の有無及び内容

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

当社は、上記「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、対象者の取締役会長である西本晴男氏を含む創業家株主との間で、平成23年4月21日付で、本公開買付応募契約を締結しております。本公開買付応募契約において、西本晴男氏は、(i) その所有する対象者の普通株式の全部(合計687,900株、所有割合: 10.66%)を本公開買付けに応募する旨、() 対象者の取締役会をして、本定時株主総会において、当社の指定する取締役候補者及び監査役候補者を対象者の取締役及び監査役に選任する旨の役員選任議案を上程させる旨、() 本公開買付けが成立し、当該議案が本定時株主総会に上程されたときには、当該議案に対して賛成の議決権を行使すること、その他本定時株主総会における全ての議決権を当社の指示に従い行使する旨、並びに、() 本公開買付けが成立した場合、速やかに対象者の取締役を辞任する旨を合意しています。

(2) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成23年4月21日付で、トーマツから取得した平成23年4月20日付の株式価値算定書の内容、弁護士法人北浜法律事務所の法的助言等に基づき、本完全子会社化手続を含めた一連の手続及び本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議は、平成23年4月21日開催の対象者の取締役会において、決議に参加した取締役(創業家株主として当社との間で本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結している西本晴男氏は、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議につき特別利害関係を有する取締役(会社法第369条第2項)に該当する可能性があるため、上記決議に係る審議及び決議には参加していませんが、西本晴男氏を除く対象者の全ての取締役が決議に参加したとのことです。)の全員一致により行われたとのことです。また、上記の取締役会には、対象者の全ての監査役が審議に参加し、いずれも、対象者の取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

また、当社は、対象者との間で、本定時株主総会において、対象者が当社の指定する取締役候補者及び監査役候補者を対象者の取締役及び監査役に選任する旨の役員選任議案を上程することを合意しています。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社大阪証券取引所 市場第二部						
	月別	平成22年10月	平成22年11月	平成22年12月	平成23年1月	平成23年2月	平成23年3月
最高株価（円）	403	400	400	410	410	421	390
最低株価（円）	368	374	378	378	392	328	371

（注）平成23年4月については、平成23年4月21日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数（単位）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式数の 割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第53期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）平成21年6月24日近畿財務局長に提出

事業年度 第54期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月24日近畿財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第55期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）平成23年2月14日近畿財務局長に提出

対象者の第55期第3四半期報告書（平成23年2月14日提出）によると、第54期有価証券報告書（平成22年6月24日提出）提出後、第55期第3四半期報告書（平成23年2月14日提出）提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

イ 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	経営企画室長兼 新規事業推進部長	藤井 勝博	平成22年12月31日

ロ 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	新規事業推進部長兼 東京支店長	取締役	東京支店長	北川 健三	平成23年1月1日
取締役	経営企画室長兼 財務・戦略物流部長兼 総務・情報システム部管掌	取締役	財務・戦略物流部長兼 総務・情報システム部管掌	玉井 伯樹	平成23年1月1日

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書（上記 事業年度 第53期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書）を平成21年11月6日に近畿財務局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社大阪証券取引所

（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

5【その他】

対象者は、平成23年4月21日に「業績予想の修正並びに平成23年3月期及び9月期配当に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

通期業績予想の修正

平成23年3月期通期業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

（連結）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A） （平成22年5月14日発表）	25,000	220	210	150	26.21
今回修正予想（B）	21,412	71	97	24	4.34
増減額（B - A）	3,587	148	112	125	-
増減率（%）	14.3	67.4	53.7	83.4	-
（ご参考）前期実績 （平成22年3月期）	24,296	219	196	183	32.03

（個別）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A） （平成22年5月14日発表）	24,600	160	160	110	19.22
今回修正予想（B）	20,901	18	16	45	7.89
増減額（B - A）	3,698	178	143	155	-
増減率（%）	15.0	-	89.6	-	-
（ご参考）前期実績 （平成22年3月期）	23,873	191	182	175	30.58

平成23年3月期の期末配当及び平成23年9月期の中間配当について

平成23年3月期の期末配当金につきましては、平成23年4月21日開催の取締役会において、平成23年3月期の配当予想を1株当たり10円のまま維持すること及び同年9月期の中間配当については、実施しないことを決議したとのことです。なお、対象者は従前より、年1回配当を配当回数に関する基本方針としているとのことです。